

第76回全国植樹祭の会場の運営管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第76回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）について、大会の円滑な運営及び秩序の維持を図るため、会場の運営管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「会場」とは、式典会場、植樹会場、作品御覧会場及び御懇談会場をいう。

(会場の運営管理者)

第3条 植樹祭の行事が実施される間、会場の運営管理は、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会会長（以下「運営管理者」という。）が行うものとする。

(会場)

第4条 前条の規定により運営管理者が運営管理する会場は、次のとおりとする。

- (1) 式典会場 愛媛県総合運動公園において式典行事が開催される区域（荒天の場合にあつては「愛媛県武道館」とする。）
 - (2) 作品御覧会場及び御懇談会場 ANAクラウンプラザホテル松山
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定は、大会の円滑な運営及び秩序の維持に必要な限度において、同項の会場周辺の区域（バス乗降所等）及び植樹会場（久谷ふれあい林）についても適用するものとする。

(持込禁止物)

第5条 何人も、会場に次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、運営管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 凶器又は模造刀剣類、玩具銃、護身用具、刃物、傘類、棒状の物その他の凶器となり得る物（高齢者、障がい者等が自己の使用のために持ち込む歩行補助杖、盲人安全杖その他の補装具を除く。）
- (2) 毒物、劇物、爆発物、火薬類、油類、火器（ライターを含む。）、薬品類（医薬品を除く。）、工具類その他の危険物
- (3) 水筒、びん類、缶類（スプレー缶を含む。）及びペットボトル類
- (4) 旅行鞆等の大型又は大量の荷物
- (5) 鞆、リュックサック等の荷物収納袋類（運営管理者が交付する透明な袋、ポーチ等の小物入れを除く。）
- (6) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）
- (7) 酒類

- (8) 食品類
- (9) 液体類
- (10) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレットその他の携帯端末（以下「携帯電話等」という。）を除く。）
- (11) 拡声器、オーディオ機器、ポータブルゲーム機、楽器、サーチライト、反射鏡、レーザーポインターその他の音又は光を発する物で、使用方法により他の入場者や大会の運営に迷惑を及ぼすおそれのある物
- (12) 三脚、自撮り棒、脚立等の撮影補助機材（報道機関等撮影を許可された者が持ち込む物を除く。）
- (13) ドローン、ラジコン飛行機その他の小型無人機
- (14) 前各号に掲げるもののほか、大会の円滑な運営と秩序の維持を妨げ、又は妨げるおそれのある物

（禁止行為）

第6条 何人も、会場において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。なお、式典会場以外の会場における禁止行為については、次の各号のうち、必要な事項を適用する。

- (1) 運営管理者が交付したIDカード、帽子、リストバンド等を装着しないで入場すること。
- (2) 入場する資格を有する者以外の者がその代理として、又は身分を偽り入場すること。
- (3) 立入りを制限又は禁止している区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (4) アルコール、薬物その他の物質により、酩酊等した状態で入場又は入場しようとする事。
- (5) 飲酒すること（ただし、式典終了後にする飲酒を除く。）。
- (6) 指定の区域以外において、飲食又は喫煙（加熱式たばこ・電子たばこを含む。）すること。
- (7) 指定の区域以外へごみその他の汚物を投棄すること。
- (8) 指定の区域以外で火気を使用すること。
- (9) 通行の妨害となる行為をすること。
- (10) 示威又は喧噪にわたる行為を行うこと。
- (11) 施設、工作物、器物等を汚損若しくは破損し、又はみだりに装置を操作すること。
- (12) 関係者を脅迫、威圧、侮辱、挑発若しくは面会を強要し、又は会場内に居座ること。
- (13) 集会、デモ、宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、商行為、募金活動及び印刷物の配布を行うこと。
- (14) 指定の区域以外に車両を進入させ、又は停車若しくは駐車させること。
- (15) 運営管理者の発行する大会関係車両証を提示しないまま、運営管理者が指定

する区域に車両を進入、停車又は駐車させること。

- (16) 会場及びその上空に、前条第13号に定める小型無人機その他の機器を侵入させること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、大会の円滑な運営及び秩序の維持を妨げ、又は妨げるおそれのある行為をすること。

(許可を要する行為)

第7条 会場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ運営管理者の許可を受けるものとする。ただし、運営管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 文書、図画その他の物を掲示又は頒布すること。
 - (2) 掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、プラカード、ゼッケン等を持ち込み、これらを掲示、掲揚又は着用すること。
 - (3) 火気を使用すること。
 - (4) 宣伝、勧誘、講演、集会、物品の販売、寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
 - (5) テント、小屋その他の工作物を設置すること。
- 2 運営管理者は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第8条 何人も、会場においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、運営管理者が特に認めた場合は、この限りではない。なお、式典会場以外の会場における遵守事項については、次の各号のうち、必要な事項を適用する。

- (1) 手荷物等の検査に応じること。
- (2) 第5条各号に掲げる持込禁止物を保持するときは、入場前にこれを運営管理者に預けること。
- (3) 運営管理者が交付したIDカード、帽子、リストバンド等を視認できるよう装着するとともに、これらを破損又は亡失した場合は、速やかに運営管理者に申し出てその指示を受けること。
- (4) 身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、障害者手帳その他原則として顔写真付きの本人であることを確認するに足る書類をいう。以下同じ。)を携行するとともに、運営管理者及び会場の警備を行う者から提示を求められた場合はこれに応じること。
- (5) 物品を携行する場合は必要最小限度とし、運営管理者が交付する透明な袋に入れること。
- (6) 運営管理者及び会場の警備を行う者の指示、案内、誘導等に応じること。
- (7) 指定された場所で観覧するとともに、運営管理者から移動を指示された場合はこれに応じること。
- (8) 式典行事が行われている間は、携帯電話等の電源を切り、又はマナーモード

に設定すること。

- (9) 照明用ライト及びストロボを使用しないこと。
- (10) 指定された方法でごみを処理するとともに、清潔の保持に努めること。
- (11) 火災、盗難その他事故の防止に努めること。

(質問等)

第9条 運営管理者及び会場の警備を行う者は、必要があると認める場合は、入場者等に対し、質問をし、身分証明書等の提示を求め、所持品の検査をし、又は必要な指示をすることができるものとする。

(措置命令)

第10条 運営管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会場への入場の拒否、行為の中止、会場からの退場、持ち込み物の撤去その他必要な措置をとることができる。

- (1) 第5条各号に掲げる持込禁止物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
 - (2) 第6条各号に掲げる禁止行為を行い、又は行うおそれのある者
 - (3) 第7条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれのある者
 - (4) 第8条各号に掲げる事項を遵守しない者
- 2 前項の措置は当該措置を命じられた者の責任において実施するとともに、その経費は当該者が負担するものとする。

(警備要請等)

第11条 運営管理者は、その業務の遂行に必要があると認める場合は、会場に配置された警察官に対し必要な協力を求めることができる。

(周知)

第12条 運営管理者は、会場内、入場口等への立看板の設置等の方法により、第5条から第10条までの規定について周知するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、会場の運営管理に関し必要な事項は、運営管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月15日から施行する。
- 2 この要綱は、植樹祭の行事が終了した時に、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。